

XI 監査指導課の業務概要

平成 16 年 4 月組織改正により、県内 5ヶ所(習志野、松戸、印旛、山武及び君津)の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査等業務を実施している。

1 指導監査等業務の概要

- (1) 社会福祉事業を経営する社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査
- (2) 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設、幼保連携型認定こども園、障害者支援施設)の運営管理及び入居者処遇についての指導監査
- (3) 認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホーム(有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。)の立入検査
- (4) 介護保険指定事業所、指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所支援事業所等の実地指導

2 監査指導課の所管区域

- (1) 印旛健康福祉センター管内
成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
- (2) 香取健康福祉センター管内
香取市、神崎町、多古町、東庄町
- (3) 海匝健康福祉センター管内
銚子市、旭市、匝瑳市

3 監査等の実施状況等

(1) 監査等の実施状況

社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査は、社会福祉法等の関係法令及び県の「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱」等に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正かつ円滑な運営の確保を図るために、計画的に実施している。

令和 3 年度の監査等の実施数は 677、前年度比 128.7 % の増であり、これは、令和 2 年度は新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止のため施設及び事業所等への実地監査等を中止し、書面監査が可能な施設等のみ指導監査(書面監査)を行ったため、監査等実施数は 296 であったことによるものである。

(2) 主な指摘事項

令和 3 年度の主な指摘事項は以下のとおりである。

- ・社会福祉法人については、監事の選任手続きに関する事項
- ・社会福祉施設については、事故防止に関する事項
- ・保育所及び幼保連携型認定こども園については、職員の配置状況に関する事項
- ・認可外保育施設については、職員配置体制、健康管理・安全確保に関する事項
- ・介護保険事業所については、運営規程・重要事項説明書の修正に関する事項
- ・指定障害福祉サービス事業所については、各種加算に関する事項

種別	区分	令和3年度					
		法人・施設数 A	計画数 B	計画率 (%) B/A	実施数 D	うち、実地監査・指導等	実施率 (%) D/B
社会福祉法人等	社会福祉法人	54	23	42.6	12	12	52.2
	1 社会福祉協議会	5	5	100.0	2	2	40.0
	2 施設を経営するもの	46	17	37.0	10	10	58.8
	内 第一種経営	35	14	40.0	9	9	64.3
	外 第二種経営	11	3	27.3	1	1	33.3
	3 施設を経営しないもの	3	1	33.3	0	0	0.0
	児童福祉行政（市町村）	16	16	100.0	16	4	100.0
	計	70	39	55.7	28	16	71.8
	社会福祉施設（第一種）	157	97	61.8	54	54	55.7
	1 保護施設	2	2	100.0	0	0	0
社会福祉施設等	2 老人福祉施設	116	56	48.3	34	34	60.7
	3 児童福祉施設	12	12	100.0	5	5	41.7
	内 障害児入所施設	6	6	100.0	1	1	16.7
	外 児童自立支援施設	0	0	0	0	0	0
	外 乳児院	1	1	0	0	0	0
	外 訴 児童養護施設	5	5	100.0	4	4	80.0
	外 児童心理治療施設	0	0	0	0	0	0
	外 母子生活支援施設	0	0	0	0	0	0
	4 婦人保護施設	0	0	0	0	0	0
	5 障害者支援施設	27	27	100.0	15	15	55.6
	保育所	191	191	100.0	191	28	100.0
	幼保連携型認定こども園	20	20	100.0	20	2	100.0
	認可外保育施設	76	76	100.0	69	46	90.8
	有料老人ホーム	46	21	45.7	16	16	76.2
	サービス付き高齢者向け住宅	34	17	50.0	14	14	82.4
	介護保険指定事業所	1,187	189	15.9	122	122	64.6
	指定障害福祉サービス事業所	610	181	29.7	105	105	58.0
	指定障害児通所支援事業所	186	75	40.3	43	43	57.3
	指定児童発達支援センター	6	6	100.0	3	3	50.0
	指定一般相談支援事業所	48	20	41.7	12	12	60.0
計		2,561	893	34.9	649	445	72.7
合 計		2,631	932	35.4	677	461	72.6

※第一種経営とは、主として第一種社会福祉事業を経営するもの。

※第二種経営とは、主として第二種社会福祉事業を経営するもの。

※実施数と「うち、実地監査・指導等」との差は、「書面監査・指導等」である。

社会福祉法人等監査事務の流れ（概要）

